

議案第 89 号

度会町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について

令和2年12月8日 提出

度会町長 中村忠彦

度会町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

度会町道路占用料等徴収条例（昭和61年度会町条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	1,100
	第2種電柱		1,700
	第1種電話柱		970
	第2種電話柱		1,600
	その他の柱類		75
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	10
	地下に設ける電線その他の線類		5
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	730
	地下に設ける変圧器	占用面積1m <sup>2</sup> につき1年	500
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個につき1年
	郵便差出箱及び信書便差出箱		630
	広告塔	表示面積1m <sup>2</sup> につき1年	1,400
	その他のもの		1,500

法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0.1m 未満のもの		長さ 1 m につき 1 年	50	
	外径が 0.1m 以上 0.15m 未満のもの			75	
	外径が 0.15m 以上 0.2m 未満のもの			100	
	外径が 0.2m 以上 0.4m 未満のもの			200	
	外径が 0.4m 以上 1.0m 未満のもの			500	
	外径が 1.0m 以上のもの			1,000	
法第 32 条第 1 項第 6 号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占有面積 1 m <sup>2</sup> につき 1 日	14	
	その他のもの			占有面積 1 m <sup>2</sup> につき 1 月	140
道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。）第 7 条第 1 号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 m <sup>2</sup> につき 1 月	140	
		その他のもの		表示面積 1 m <sup>2</sup> につき 1 年	1,400
	標識		1 本につき 1 年	1,200	
法第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設及び同条第 3 号に掲げる工事用材料	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	14	
		その他のもの		1 本につき 1 月	140
		幕（令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設であるものを除く。）		祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積 1 m <sup>2</sup> につき 1 日
	その他のもの		その面積 1 m <sup>2</sup> につき 1 月	140	
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	1,400	
		その他のもの		680	
令第 7 条第 2 号に掲げる工事用施設及び同条第 3 号に掲げる工事用材料			占有面積 1 m <sup>2</sup> につき 1 月	140	
令第 7 条第 4 号に掲げる仮設建築物及び同条第 5 号に掲げる施設				150	

令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占有面積1m <sup>2</sup> につき1年	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.011を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.008を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以降徴収すべき占用料のうち、施行日の前日までの占用に係る占用料については、なお従前の例による。

3 施行日前から引き続き占用している物件について占用の許可を受けている者の施行日以降の当該物件の占用に係る占用料の額は、この条例による改正後の度会町道路占用料等徴収条例(以下この項において「改正後の条例」という。)の規定により徴収すべき占用料の額が当該占用料を徴収する年度(以下この項において「徴収年度」という。)の前年度の占用に係る占用料の額(徴収年度の前年度の占用の期間が徴収年度の占用の期間と同一であるものとした場合に徴収すべきであった徴収年度の前年度の占用に係る占用料の額)に100分の140を乗じて得た額(以下「特例額」という。)を超える場合は、改正後の条例の規定にかかわらず、特例額とする。

(端数処理)

4 特例額に、次の各号に掲げる特例額の桁数の区分に応じ、当該各号に定める額未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 2桁 1円
- (2) 3桁及び4桁 10円
- (3) 5桁 1,000円